



平成 30 年 6 月 22 日

各 位

会社名 ダイヤモンド電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 小野 有理  
(コード番号 6895 東証第二部)  
問合せ先 常務執行役員 CFO 徳原 英真  
(TEL 06-6302-8141)

## 株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、代表取締役に対し株式報酬として、自己株式を付与することを決議いたしました。その処分（以下「自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本自己株式処分の処分予定先である当社代表取締役CEO小野有理は、特別利害関係取締役に該当するため、上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

### 記

#### 1. 処分の概要

1. 処分期日	平成 30 年 7 月 19 日
2. 処分株式	当社普通株式 6, 100 株
3. 処分価格	1 株につき 1, 620 円
4. 処分総額	9, 882, 000 円
5. 募集又は処分方法	第三者割当の方法により割り当てる
6. 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
7. 処分予定先	小野有理
8. その他	なし

#### 2. 処分の目的及び理由

処分予定先である小野有理は、平成28年6月24日に当社代表取締役社長CEOに就任いたしました。小野有理から、代表取締役社長CEO就任にあたり、当社株式を保有し、当社株主の皆様との価値共有を図ることを目的として、役員報酬の一部を当社保有自己株式で充当する旨の提案を受けました。

当社といたしましては、かかる小野有理からの提案を踏まえ、小野有理が当社株式を保有し、当社株主の皆様との価値共有を図ること通じて、当社株式の株価や当社グループの業績を高めることに対する意欲を向上することが長期的な企業価値向上に資するものと判断したため、平成29年6月23日開催の株主総会に諮り、取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬限度額300百万円以内で、毎年24千株を上限として自己株式を付与することをご承認いただいております。今回は、小野有理の保有株式数及び年間基本報酬額、株価等を勘案し、当社普通株式 6, 100株を割り当てることを取締役会にて決議いたしました。

なお、当社は、処分予定先である小野有理から、本自己株式処分により取得する当社普通株式について、当社株主の皆様との価値共有を図ることを目的として取得するものであるため、長期的に保有する方針である旨を口頭にて確認しております。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の払込金額については、当社の業績動向、財務状況、株価変動等を勘案しますと、直近の市場株価は当社普通株式の価値を反映しているものと判断したこと、及び恣意性を排除する価値とするため、本自己処分にかかる取締役会決議日の直前取引日（平成30年6月21日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1株当たり1,620円といたしました。

上記払込金額については、日本証券業協会に「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠したものであり、会社法199条第3項に規定されている特に有利な金額に該当しないものと判断しております。また、当社の監査等委員会は、上記払込金額が特に有利な金額に該当しない旨の適法性に関する意見を表明しております。

なお、この価格は、当社普通株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の前直前営業日までの1か月間（平成30年5月22日から平成30年6月21日まで）の終値単純平均値である1,649円からの乖離率は $\Delta$ 1.8%、（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ）、同前直前営業日までの3か月間（平成30年3月22日から平成30年6月21日まで）の終値単純平均値である1,889円からの乖離率は $\Delta$ 16.6%、及び同前直前営業日までの6か月間（平成29年12月22日から平成30年6月21日まで）の終値単純平均値である2,529円からの乖離率は $\Delta$ 56.1%となっており、特に有利な価格には該当しないものと判断いたしました。

### 4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上